

岐阜県サプライチェーン対策生産設備導入事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響から地域経済の早期回復を図るため、県内に事業所を有する製造業を営む企業（大企業及びみなし大企業を除く。以下「補助事業者」という。）が県内の事業所において行うサプライチェーンの見直しによる生産設備の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる大分類Eの製造業をいう。
- (2) 企業 営利の目的をもって事業を営む法人をいう。
- (3) 大企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）及び同条第5項に規定する小規模企業者以外の企業をいう。
- (4) みなし大企業 次のいずれかに該当する企業をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでに該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - オ アからウまでに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (5) 生産設備の導入 製造の用に供する償却資産の新たな取得（リース契約による取得又は賃貸借を含む。）をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助要件、補助率、補助限度額並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (4) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して法人
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している

法人

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人等

(交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。
- 4 補助事業者は、リース契約により生産設備の導入を行う場合は、リース契約の相手方と共同で補助金の交付の申請を行わなければならない。

(補助対象事業の着手)

第6条 補助対象事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性質上又はやむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、補助金交付申請書に事前着手届（別記第2号様式）を添付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付を決定する場合に付する条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項
 - (2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増大した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
 - (3) 補助対象事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その確定額を補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月15日までに知事に報告すること。
 - (4) 前号の規定による報告があった場合は、当該消費税等に係る仕入控除税額に相当する額を県に返還させることがあること。
 - (5) この補助金の交付を受けた事業に対し、重複して県の補助金等の交付を受けないこと。
- 2 規則第6条第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書及び前項第3号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 規則第6条第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第3号様式）
 - (2) 規則第6条第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第4号様式）
 - (3) 規則第6条第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）
 - (4) 前項第3号の規定による報告 仕入控除税額報告書（別記第6号様式）

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から10日以内とする。

(実績報告)

第9条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付時期等)

第10条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第8号様式を知事に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条各号に掲げる者に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第4条各号に掲げる者に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(事業実施状況等報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間、当該補助対象事業に係る過去1年間の状況等について、毎年度6月30日までに、別記第9号様式により知事に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械及び器具を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は破棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者が規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第14条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、当該期間の末日の属する年度の末日まで）とする。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

別 表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助要件	補助率	補 助 限度額	補助金の額
新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により行うサプライチェーン対策事業	生産設備の導入に要する経費	<p>（1）補助対象経費が1,000万円以上であること。</p> <p>（2）補助事業者全体の付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）が、補助金の交付の申請の日の属する補助事業者の会計年度の前年度と比較して、当該日の属する補助事業者の会計年度の翌年度以降5年間において、平均して年3パーセント以上増加していること。</p>	2 / 3 以内	5 千万 円	補助対象経費から国の補助金、交付金等の交付を受ける額を控除した額に補助率を乗じて得た額と補助限度額とを比較して少ない方の額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）

※消費税等相当額を除く。